

魚津市告示第148号

魚津市重度心身障害者等医療費等資金貸付要綱の一部改正について

魚津市重度心身障害者等医療費等資金貸付要綱（平成20年魚津市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月30日

魚津市長 村椿 晃

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。